

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-11)

政策名及び施策名	政策名「共生社会政策」 施策名「障害者基本計画の策定・推進」					担当部局・作成責任者名	政策統括官(政策調整担当)付 参事官(障害者施策担当) 小林 淳				
施策の概要	障害者基本計画(第5次)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する。					事後評価実施予定時期	令和6年度(1年目評価) 令和9年度(4年目評価) 令和10年度(最終年度評価)				
施策目標	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する。										
施策目標の設定の考え方・根拠	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)は、障害を理由とする差別の解消を推進及び共生する社会の実現に資することを目的としている。内閣府の施策は同法に基づくため、本ロジックモデルにおいては、同法の目的を施策目標とし、評価することが適当と判断。										
中目標1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される										
測定指標1 【主要な測定指標】	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)					測定指標の選定理由	障害者基本計画(第5次)の成果目標を採用				
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	同上	
	目標値(目標年度)	100% (令和9年度)	年度ごとの目標値	100%(令和9年度までの目標値)					測定指標の実績値の把握方法	内閣府「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査」(毎年度1回実施予定)	
	基準値(基準年度)	73.4% (令和4年)	年度ごとの実績値								
中目標2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される										
測定指標2 【主要な測定指標】	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)					測定指標の選定理由	障害者基本計画(第5次)の成果目標を採用				
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	同上	
	目標値(目標年度)	80%以上 (令和9年度)	年度ごとの目標値	80%以上(令和9年度までの目標値)					測定指標の実績値の把握方法	内閣府「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査」(毎年度1回実施予定)	
	基準値(基準年度)	57.0% (令和4年)	年度ごとの実績値								
参考指標1	マニュアル整備件数					参考指標の選定理由	マニュアルの整備状況を直接的に把握するための参考とするため				
	参考値(参考年度)	1件(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値						参考指標の実績値の把握方法	内閣府が実施する事業の成果物	

参考指標2	相談窓口開設期間							参考指標の選定理由	窓口の試行状況を直接的に把握するための参考とするため	
	参考値(参考年度)	5か月(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	内閣府が実施する事業の成果物
参考指標3	研修会の開催回数							参考指標の選定理由	研修会の開催状況を直接的に把握するための参考とするため	
	参考値(参考年度)	6回(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	内閣府が実施する事業の成果物
中目標2	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される									
測定指標3	合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合							測定指標の選定理由	障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進度合については国民意識の変化を測定することが適当であると判断	
	目標値(目標年度)	65.0% (令和9年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	直近、令和4年度の数値を根拠に設定
	基準値(基準年度)	64.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	内閣府「障害者に関する世論調査」(5年度に1回実施予定)
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合(全体)							参考指標の選定理由	国民意識の変化についてより簡易かつ補助的な指標として適当であると判断	
	参考値(参考年度)	32.0% (令和5年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	内閣府「インターネットによる共生社会に関する意識調査」(毎年度1回実施予定)
参考指標5	事例登録件数							参考指標の選定理由	データベースの運営状況を直接的に把握するための参考とするため	
	参考値(参考年度)	120件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	データベースへの登録件数(毎年度1回登録予定)

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位: 百万円					事業概要
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1 障害者施策推進経費	中目標123 0113	122					・障害者差別解消法に基づく相談窓口の試行及び相談対応マニュアルの整備など、障害者の社会参加推進等に関する調査研究の実施。 ・「障害者週間」を中心とした期間中に行う体験作文及びポスターの募集・表彰など、障害者基本法に基づく障害者週間関係事業の実施。 ・障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の円滑な設置・運営に資する支援の一環として、各都道府県担当者等を対象とした研修会を開催。
	施策の予算額 (執行額)	122					

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	令和5年3月14日	全般的に関係
2 障害者基本計画(第5次)	令和5年3月14日	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 他
3 経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日	(共生・共助社会づくり) …さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。…